

令和 3 年度 答申第 1 号

(令和 4 年 3 月 1 0 日)

宝塚市行政不服審査会

答 申 第 1 号  
令和4年3月10日  
(2022年)

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市行政不服審査会  
会長 芝池 義一

軽自動車税減免申請却下処分に対する審査請求に係る裁決について（答申）

令和3年（2021年）11月24日付け宝塚市諮問第25号で諮問のあった軽自動車税減免申請却下処分に対する審査請求に係る裁決について、当審査会は、慎重に審査した結果、別添のとおり答申します。

別添において、審査請求をした[ ]を「審査請求人」と言います。また、宝塚市長を「処分庁」又は「審査庁」と呼びます。

## 第1 審査会の判断

本件審査請求は、これを棄却するのが相当である。

## 第2 事案の概要

- 1 本件審査請求は、審査請求人が行った平成23年度から平成27年度までの軽自動車税に係る減免申請に対する却下決定（以下では、「本件処分」という。）について、処分庁が申請期限を過ぎていることを理由として却下したことは違法ないし不当であるとして、その取り消しを求めるものである。

### 2 関係法令の定め

本件各処分に関係する条例等の規定（いずれも本件処分当時のもの。）は以下のとおりである。なお、現行の宝塚市市税条例では、「障害者」ではなく、「障碍者」と表記されているが、平成27年度までの規定では、「障害者」の表記が用いられている。本答申でも、平成27年度までの規定を扱う場合には、「障害者」の表記を用いることとする。一般的な用語法としては、「障がい者」の語を用いているところがある。

#### I 宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号。以下では、「市税条例」という。）

（軽自動車税の減免）

第85条 市長は、公益その他の事由により、特にその必要があると認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の種別

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

\* (3)～(8) 省略

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）

第85条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。))と生計を一にする者が所

有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要があると認めるもの(1台に限る。)

\* (2) 省略

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 身体障害者等の氏名及び住所

\* (3)～(6) 省略

## II 軽自動車税減免取扱基準(平成8年4月1日制定)

第5条 条例第85条の2第1項第1号に規定する軽自動車税の減免の対象となる軽自動車等は、次に掲げるものとする。

(3) 身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等の移動手段のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの。

\* (1)、(2) および(4) 省略

なお、この取扱基準は、平成11年4月1日まで毎年改正されていたが、その後は、平成27年4月1日に次の改正があっただけで、その後は改正されていない。平成27年4月1日の改正では、「通学、通院、通所もしくは生業のために」という文言が「移動手段のために」と修正された。

### 3 審査請求に至る経緯及び基礎事実

#### (1) 平成 23 年度から平成 27 年度の軽自動車税の課税

審査請求人は、平成 23 年から平成 27 年の各 4 月 1 日時点において、原動機付自転車（以下「本件原動機付自転車」という。）を所有していた。

そこで、処分庁は、地方税法第 442 条の 2 及び市税条例第 77 条の規定に基づき、審査請求人に対し、平成 23 年度から平成 27 年度の軽自動車税を課税した。

各年度の納期限の日は次の通りであった。

平成 23 年度軽自動車税 平成 23 年 5 月 31 日

平成 24 年度軽自動車税 平成 24 年 5 月 31 日

平成 25 年度軽自動車税 平成 25 年 5 月 31 日

平成 26 年度軽自動車税 平成 26 年 6 月 2 日

平成 27 年度軽自動車税 平成 27 年 6 月 1 日

なお、処分庁から審査請求人に交付された各年度の納税通知書の裏面には、「※身体障害者手帳等をお持ちの方には、減免の制度がありますので、納期限の日までに申し出てください。ただし、等級に制限があり、かつ、普通車と重複して減免できません。納付済の税額については対象となりません。」と記載されていた。

#### (2) 減免の申請

上記（1）の各課税に対して、審査請求人は、平成 30 年 7 月 25 日、処分庁に対し、上記の年度ごとに各 1 通の軽自動車税減免照会兼申請書（合計 5 通）を提出した。これらの申請書には、それぞれの年度の表記を除いて同様の内容が記載されており、書式文として「私が所有する下記の軽自動車（原付を含む。）は、市税条例第 85 条第 1 項または、第 85 条の 2 の規定に該当するので、軽自動車税の減免を申請いたします。」と記載されていたほか、納税義務者等の事項が記載されていた（納税義務者等の事項の紹介は、省略する。）。

#### (3) 本件処分

上記（2）の減免の申請に対して、処分庁は、平成 30 年 7 月 30 日、平成 23 年度から平成 27 年度までの全ての年度について、いずれも減免の申請を却下する決定をし、軽自動車税減免申請却下通知書により審査請求人に通知した。

軽自動車税減免申請却下通知書は各年度ごとに 1 通（合計 5 通）作成されているが（本答申において「本件処分」と呼んでいるのは、この 5 通の通知書により行われた 5 つの申請却下処分をあわせたものである。）、いずれにおいても、却下理由として「宝塚市市税条例第 85 条の規定により、納期限の日である申請期限を過ぎているため。」と記載され、その下に、以下の通り記載されていた。

**【抜粋】**（軽自動車税の減免）市長は、公益その他により、特にその必要があると認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自

動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(4) 審査請求

審査請求人は、上記の本件処分を取り消しを求めて、平成30年8月3日、審査請求をした。

(5) 本件原動機付自転車に対する平成28年度の軽自動車税の減免

審査請求人は、本件原動機付自転車に対する平成28年度の軽自動車税の課税について、平成28年5月19日、処分庁に対して軽自動車税減免申請書を提出した。同申請書には「私の所有する下記の軽自動車等は、市税条例第85条の2の規定に該当しますので、軽自動車税の減額を申請いたします。」と書かれていたほか、「身体障がい者等からみた続柄」などの事項が記載されていた(各事項の紹介は、省略する。)

平成28年5月31日、処分庁は、市税条例第85条の2を根拠として、本件原動機付自転車の平成28年度の軽自動車税を減免することを決定した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 処分庁の主張

- (1) 審査請求人が処分庁に対して提出した軽自動車税減免照会兼申請書には、「市税条例第85条第1項または、第85条の2の規定に該当するので、軽自動車税の減免を申請いたします。」と記載されているが、審査請求人は市税条例第85条の2の規定による申請を行ったと捉えるのがその意思に合う。

そして、同申請については、申請日(平成30年7月25日)が各年度の納期限の日を過ぎていたことから、市税条例第85条の2により、却下した。

なお、軽自動車税減免申請却下通知書の却下理由では市税条例第85条の規定を根拠として記載しているが、本来は、市税条例第85条の2の規定を根拠として記載すべきであった。

- (2) 市民税課の職員が、審査請求人から原動機付自転車の軽自動車税の減免に関して初めて相談を受けて説明したのは平成27年6月以降である。それ以前には、市民税課の職員が、審査請求人から、原動機付自転車の軽自動車税の減免に関する相談を受けたことはない。したがって、平成27年5月以前に、審査請求人に対して、市民税課の職員が「減免の対象となる原動機付自転車は、身体障がい者本人が所有するもののみである」との説明を行った事実もない。

- (3) 平成27年度以前は、処分庁は、原動機付自転車のうち、総排気量が0.050リットル(50cc)以下のもの(道路運送車両規則第1条2項にいう第一種原動機付自転車)については、身体障害者と生計を一にする者が所有するものについては減免を行っていなかった。

その理由は、原動機付自転車のうち総排気量が0.050リットル以下のものにつ

いては、道路交通法上、二人乗りが禁止されていることから、軽自動車税減免取扱基準第5条第1項第3号の「身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等の移動手段のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの」には該当しないと判断していたからである。

なお、平成28年度以降の軽自動車税については、審査請求人から本件原動機付自転車の使用状況等の聴き取り調査を行ったところ、審査請求人が生計を一にする身体障がい者である母親の薬の受け取りや日用品の購入など、介護目的のために主に使用しているとの説明があったことから、母親の移動に代わって審査請求人が移動しており、軽自動車税減免取扱基準第5条第1項第3号の「身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等の移動手段のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの」に含まれると判断して、減免を認めることとしたものである。

## 2 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人が各年度の納期限の日までに減免申請ができなかったのは、平成23年度から平成27年度まで、毎年、宝塚市市民税課職員から「軽自動車税の減免の対象となる原動機付自転車は、身体障害者本人が所有するものに限られる」とする誤った説明を受けていたからである。

よって、減免申請日が各年度の納期限の日を過ぎていることを理由として申請を却下することは違法ないし不当である。

- (2) 審査請求人は、平成22年秋頃、兵庫県阪神北県民局伊丹県税事務所自動車税課の職員から、身体障がい者の同居家族の所有する原動機付自転車についても、身体障がい者本人が所有する原動機付自転車と同様に、軽自動車税の減免を受けることができる旨の説明を受けた。その直後、審査請求人は、宝塚市市民税課職員（年配の男性）と電話で会話し、県職員の説明と同様の説明を受けた。

そこで、審査請求人は平成23年4月頃、同年度の軽自動車税の納税通知書を受領して間もなく市民税課を訪れ、同課職員に対して、口頭で、本件原動機付自転車に対する軽自動車税の課税に関して、減免を希望する旨を申し出た。ところが、対応した職員から「軽自動車税の減免の対象となる原動機付自転車は、身体障がい者本人が所有するものに限られる」との説明をされた。審査請求人は同職員に対して、かかる判断の法令上の根拠を示すよう求めたが職員からは示されることがなく、口論となったが、結局、審査請求人は平成23年度の軽自動車税について、減免の申請書を提出するには至らなかった。

その後、平成24年度、平成25年度、平成26年度及び平成27年度についても同様に、審査請求人は軽自動車税の納税通知書を受領するたび市民税課を訪れて同様の申出をしたが、毎回、対応した職員から「軽自動車税の減免の対象となる原動機付自転車は、身体障がい者本人が所有するものに限られる」との説明をされる

などして、結局、平成 24 年度から平成 27 年度までの軽自動車税についても、審査請求人が納期限の日までに減免の申請書を提出することはなかった。

- (3) 平成 23 年度ないし平成 27 年度の軽自動車税について、市民税課職員は審査請求人に対して、「軽自動車税の減免の対象となる原動機付自転車は、身体障がい者本人が所有するものに限られる」との説明を行っていたが、この説明は誤ったものであった。

実際、法令改正があったわけでもないのに、平成28年度以降は、処分庁は、本件原動機付自転車について軽自動車税の減免を認めている。

- (4) 平成 23 年度ないし平成 27 年度の本件原動機付自転車の軽自動車税について、審査請求人が納期限の日までに減免の申請書を提出できなかったのは、市職員が減免に係る法令上の根拠等を十分に確認せず、審査請求人に対して誤った説明を行ったからである。すなわち、市職員の知識経験に起因すると思われる判断ミスあるいは説明ミスのため、審査請求人は減免申請の機会を逃したのである。

よって、審査請求人が納期限の日を過ぎてから減免申請を行ったことには正当な理由があり、申請期限の経過を理由として減免申請を却下した本件処分は違法ないし不当である。

## 第4 理由

### 1 問題点

本件において、審査請求人が、各年度の納期限の日を過ぎて軽自動車税に係る減免申請を行ったこと自体は明白で、争いが無い。

争いがあるのは、①審査請求人が各年度の納期限を過ぎて減免申請をおこなったことについて、処分庁に本件処分を違法と評価すべき過誤があると言えるか否か、という実体面及び②減免申請を却下した本件処分の手続きにおいて、本件処分を違法と評価すべき重大な瑕疵があると言えるか否か、という手続き面の問題である。

### 2 ①実体面について

#### (1) 問題点

審査請求人は、平成23年度から平成27年度の軽自動車税について、市民税課職員が審査請求人に対して、「軽自動車税の減免の対象となる原動機付自転車は、身体障がい者本人が所有するものに限られる」との説明を行っていたとし、かかる説明が誤ったものであったと主張している。

そこで、以下ではまず、「軽自動車税の減免の対象となる原動機付自転車は、身体障がい者本人が所有するものに限られる」との説明が誤ったものであるか否かを検討する。

#### (2) 条例の解釈・適用

##### ア 条例の規定



本件当時の市税条例第85条の2の規定内容は、第2・2 Iに掲記したところである。本件においては、本件原動機付自転車がこの規定による軽自動車税の減免の対象となる軽自動車等に含まれるか否かが問題となる。

#### イ 条例規定の解釈・適用における裁量

まず、市税条例第85条の2第1項は、軽自動車税の減免について、次のことを要件として定めていた。

①身体障害者等が所有する軽自動車等又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等であること

②身体障害者等、当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車等であること

③市長が軽自動車税の減免が必要であると認めること（1台に限る）

③は、市長には裁量判断の余地が認められるものである。そしてこの裁量判断の基準として設けられたのが、軽自動車税減免取扱基準の第5条であり、その(3)は、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等については、「専ら当該身体障害者等の移動手段のために」当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののみを減免の対象にしていた。

処分庁は、「専ら当該身体障害者等の移動手段のために」との規定につき、身体障害者と生計を一にする者が所有するものであっても、総排気量が0.050リットル（50cc）以下の原動機付自転車については、減免を認められないと解釈した。

#### ウ 軽自動車税減免取扱基準及びその解釈の合理性の有無

上記の市長の裁量判断も完全に自由なものではなく、条例の趣旨に従った合理的なものである必要がある。そこで、軽自動車税減免取扱基準の合理性について検討すると、市税条例第85条の2第1項の趣旨は、税の公平な負担と身体障がい者等保護の調整にあったところ、減免の対象を身体障がい者等の移動手段として使用される車両に限定することには、身体障がい者等自身の移動という日常生活上の重要な利益が保護されること及び身体障がい者等自身の移動手段でない場合まで含めるとすると対象範囲が広範となりすぎる可能性もあることを考慮すると、相応の合理性が認められる。

また、軽自動車税減免取扱基準の「専ら当該身体障害者等の移動手段のために」の要件の解釈については、総排気量が0.050リットル（50cc）以下の原動機付自転車は、道路交通法上、二人乗りが禁止されているため、身体障がい者等の移動手段として使用することはできないから、身体障がい者と生計を一にする者が所有するものであっても、この規模の原動機付き自転車を減免の対象外とすることは、合理性のある判断であったと言える。

#### (3) 平成28年度以降の取り扱いとの整合性

審査請求人は、平成28年度以降において減免が認められていることから、平成23年度から27年度分については減免を認めていない本件処分を批判しているが、これは、処分庁が上記の解釈を変更したものである。この解釈の変更は、以下の理由で許容されるものである。

一般に、行政活動の中で、法律や条例等の改正がなくても、そこに置かれている規定の解釈の変更は、広く許されているところである。とくに住民の有利な方向への解釈の変更は歓迎されるべきものであり、この変更が行われたからといって、それまでの解釈（変更後と比較すると住民にとって不利な解釈）が違法であったということにはならない。

もしそれが違法であるとする、行政としては、住民の有利な方向への解釈の変更ができなくなり、住民にとって不利な解釈が将来的にも固定されることになってしまうという不都合があるのである。

本件処分の適法性については、本件処分自体について判断されるべきものであり、事後的な法規定の解釈の変更の有無によって左右されるものではない。

#### (4) 補足－地方公共団体の条例等の解釈

条例等の法規定の解釈に関し、審査請求人が、兵庫県阪神北県民局伊丹県税事務所自動車税課の職員から本件について課税免除が認められると聞いたと主張していることについて本審査会の意見をここで述べておく。

この問題については、県の職員の発言の有無及び発言が県としての正式の発言かどうかは明らかではないが、たとえ正式の発言であるとしても、県は、市の条例の解釈について自己の解釈を強制する権限も持っておらず、市がそれに従わなければならないとは言えない。

一般に地方公共団体は、その地方公共団体が定めた条例については、独自の解釈権を持っている。複数の地方公共団体において、同一内容の規定の条例が定められていると仮定すると、その規定の解釈については、それぞれの地方公共団体が独自に解釈でき、いずれの解釈も正しいものとして存在しうる。1つの地方公共団体の解釈が正しければ、他の地方公共団体の解釈が間違っているということにはならない。地方公共団体の条例解釈権は、憲法92条が保障している地方自治の1つの内容である。

審査請求人の主張する事情は、本件処分の適法性について、何ら影響しない。

#### (5) 小結

以上より、審査請求人の所有する原動機付自転車は減免の対象にならないとの説明があったとしても、それは市税条例第85条の2及び軽自動車税減免取扱基準の下での判断として成り立ちうるものであったのであり、誤ったものではない。そうすると、この趣旨の説明をうけて審査請求人が各年度の納期限内に減免申請を行わなかったとしても、処分庁に過誤があったとは言えない（但し、審査請求人が各年度の納期限

内に減免申請を行おうとしたところ、窓口で受領を拒否されたという事実があれば、別論である。)

### 3 ②手続面について

#### (1) 問題点

手続き面で問題となるのは、処分庁が減免の申請を却下した本件処分の却下理由として市税条例85条の2を挙げるべきところ、同条例85条を挙げたこと、すなわち本件処分の理由の提示において根拠法条の摘示に誤りがあったことが本件処分の取消しの理由になるかどうかということである。

たしかに、軽自動車税減免申請却下通知書において、却下理由として市税条例第85条の規定が記載されているが、これは誤りであり、正しくは、市税条例第85条の2の規定を記載すべきであった(このことは、処分庁も認めているところである。)

そこで、この手続上の瑕疵が、本件処分を違法と評価すべき重大な瑕疵と言えるか否かを検討する。

#### (2) 手続きの瑕疵に関する一般論

まず行政の行った手続きに瑕疵(誤り)があった場合、瑕疵がどのようなものであれば、行政処分を違法なものとして取り消すことができるかという問題があり、これについては種々の説がある。最高裁判所は「法の趣旨に違背する重大な違法〔つまり瑕疵〕」という基準を示しているが(最高裁判所昭和50年5月29日判決、最高裁判所民事判例集29巻5号662頁)、手続きに瑕疵があれば、その程度を問わず行政処分を必ず取り消すべきであるとする説もある(この説を「全面取消し説」と呼ぶ。)。しかし、たとえ基本的にはこの説を採るとしても、手続きの瑕疵が行政の処分の内容やその相手方である住民の対応方法に全く影響しなかった場合には、行政の処分を取り消すことは適切ではない。

#### (3) 本件における実質的な不利益の有無

本件で問題となる手続きの瑕疵とは、本件処分の却下理由として市税条例85条の2を挙げるべきところ、同条例85条を挙げたことであるが、この瑕疵が審査請求人が不服申立てを行い、そこにおいて処分の違法を主張するについて何らかの不利益を審査請求人に及ぼしたと見ることはできない。

なぜなら、審査請求人が主張しているのは、その結果納期限までに申請をすることができなかったのは市の職員の説明が間違っていたからだということであり、市が市税条例85条と85条の2とを取り違えていたということではないからである。

また、市税条例第85条においても、同第85条の2においても、軽自動車税の減免の申請は等しく納期限までに行うとされているのであるから、処分庁における適用すべき規定の選択の誤りは、本件での審査請求人の主張に影響を及ぼすものではない。

さらに、審査請求人が処分庁に提出した軽自動車税減免申請書(期日は不記入で

あるが、受領印の日付は平成28年5月19日)では、市税条例85条の2が書式文に記載されていたし、同じく審査請求人が処分庁に対して提出した軽自動車税減免照会兼申請書(全部で5通。平成30年(2018年)7月25日)においても、書式文として「市税条例第85条第1項または、第85条の2の規定に該当するので、軽自動車税の減免を申請いたします。」と記載されていた。

これらの諸事実を見ると、市において、条文の取り違えがあったことは事実であり、またあってはならないことであるが、申請書の型式では、正確な記載がなされていたし、審査請求人においても、適用されるべき条文に配意すれば、それが85条の2であることは容易に知り得たはずである。

従って、本件における法条提示の誤りは、審査請求人の不服申立てにおける主張の内容に全く影響しなかったと言えるのであり、たとえ上記の全面取消し説を採っても、行政の処分を取り消すことは適切ではない。

#### (4) 本件処分を違法として取り消した場合の帰結

もし審査庁が本件処分を違法として取り消した場合にはどのような取扱いになるかを付言すると、その場合、処分庁は、再度申請を審査し決定をすることになるが、申請が申請期限をはるかに徒過したものであった以上、もう一度却下処分をすることにならざるを得ないものと考えられる。

つまり、本件処分については、たとえ審査庁(市長)がこれを取り消しても、処分庁(市長)が審査請求人の求める税の免除の処分を行うことを義務づけられることにはならない。

#### (5) 小結

以上より、軽自動車税減免申請却下通知書における適用すべき規定の提示の誤りという手続き上の瑕疵は、本件処分を違法なものとして取り消すべき瑕疵とは言えない。

## 第5 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第6 調査審議の経過

### 1 宝塚市行政不服会委員名簿

| 氏名            | 役職等           |
|---------------|---------------|
| 芝池 義一<br>(会長) | 京都大学名誉教授(行政法) |
| 岡本 英子         | 弁護士(大阪弁護士会)   |

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| (会長代理)<br><br>上入佐 輝史<br>(常任委員)<br><br>南 園子<br>(臨時委員) | 弁護士 (兵庫県弁護士会)<br><br>税理士 (近畿税理士会) |
|--|-----------------------------------|

## 2 審査過程

|   | 日 程                   | 内 容                |
|---|-----------------------|--------------------|
| 1 | 令和3年12月22日<br>(2021年) | 諮問<br>事務局による説明及び審査 |
| 2 | 令和4年2月7日<br>(2022年)   | 審査                 |
| 3 | 令和4年3月10日<br>(2022年)  | 審査及び答申 (書面会議)      |